

第50回岩手県環境審議会

日 時 令和4年9月21日（水）
13：30～14：55
場 所 岩手教育会館 多目的ホールA

1. 開 会

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第50回岩手県環境審議会を開催をいたします。

私、事務局を担当しております環境生活部副部長の浅沼でございます。暫時司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会の定数の御報告をさせていただきたいと思っております。委員30名のうち、本日はウェブでの御参加も含め、24名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、当審議会におきましては、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページに公開するというようにしておりますので、予め御了承を賜りたいと存じます。

2. 挨拶

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たり、福田環境生活部長から挨拶申し上げます。

○福田環境生活部長 皆様、本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。今回、主に温暖化対策実行計画の改訂、とりわけカーボンニュートラルに向けた目標の引き上げに関する答申案を御審議いただくわけですが、これまでの部会の中でも様々な議論をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

脱炭素に向けた取組につきましては、本県の政策の中でも、メインストリームになりつつありまして、県内市町村においても、震災復興の次のステージの成長戦略としているところもあるというところがございます。日々新たな動きが生まれてきているところであります。本日は、限られた時間ではありますが、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴しますことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 新任委員紹介

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 続きますして、新任の委員を御紹介したいと存じます。沼田けさ子委員でございます。

○沼田けさ子委員 よろしく願いいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 沼田委員には、会長の指名によりまして、温泉部会を御担当いただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

4. 議 事

(1) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について (答申案)

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 それでは、ただいまから次第4のに、議事に入らせていただきます。以降の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、渋谷会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○渋谷晃太郎会長 それでは、ただいまから、早速議事に入りたいと思います。次第4の議事に入ります。議事の第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直しの基本的方向について (答申案) を議題といたします。大気部会の丹野部会長様から、概要の御説明をよろしくお願い致します。

○丹野高三委員 岩手医大の丹野です。声は聞こえますか。

○渋谷晃太郎会長 はい、聞こえております。よろしくお願い致します。

○丹野高三委員 はい。それでは私の方から、見直しに係る基本的な考え方についての概要について、説明をさせていただきます。資料1-1をご覧ください。5月20日に環境審議会に諮問された「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直しに係る基本的な考え方について」、これまで3回の大気部会を開催し、審議いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

今回の見直しに当たっては、大きく4つの検討課題があり、それについて審議を行っております。

1つ目、温室効果ガス排出削減目標について、現行の「2030年度に2013年度比41%削減」について、国の目標を見直し、本県の強みである自然の豊かさや再生可能エネルギーのポテンシャルなどを踏まえ、「57%削減」とすることとし、削減目標を16ポイント引き上げました。

2つ目でございますが、地域脱炭素ロードマップに基づく取組の追加については、地域の脱炭素化に積極的に取り組む市町村に対し、実行計画の策定支援や、市町村の連携会議の設置を通じて、支援の強化を図ることといたしました。

3つ目ですが、温暖化対策法改正に伴う市町村が定める促進区域の設定に関する基準については、環境の保全に配慮して再生可能エネルギーの導入を進めることが重要であることから、促進区域から除外すべきエリアや考慮すべき配慮事項を定めた「促進区域の設定に関する岩手県基準」を実行計画の別冊として策定することといたしました。

4つ目ですが、地球温暖化への適応策については、県内の現状や、気候変動の将来予測に関する最新の知見やデータを基に修正したほか、国の計画の改訂を踏まえ、本県で対策を進める項目の整理等を行いました。

大気部会においては、これらの4点をはじめ、所要の見直しを行った事務局案を承認しました。なお、審議の過程においては、温室効果ガス排出量削減目標設定の考え方や、削減対策などについて、質疑が交わされたところ、委員からは、温室効果ガス排出削減目標の引き上げについては、県民や事業者等へ丁寧な説明をおこなうべきである、あるいは、県民や事業者等の取組により、どの程度温室効果ガスが削減されるのかを具体的にわかる事例を示してほしい、産業界など各界等の現状を把握しながら、目標達成に向けた取組を様々な主体と協力して進めるべきである、地域経済に貢献する再生可能エネルギーの導入や、市町村の取組の支援など、目標達成に向けた新しい施策を進めて欲しい、などの意見があったところでございます。

詳細については、事務局から説明をお願いすることといたします。私からは以上です。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 環境生活企画室グリーン社会課推進課長の高橋でございます。着座で説明いたします。

まず、今画面にも出ておりますが、答申案につきまして、資料1-1、概要版でご説明いたします。先ほど丹野部会長からご報告がありましたとおり、今回、見直しの観点として大きく4点ございました。それを中心にご説明したいと思っております。

まず左上の第1章計画の基本的事項です。現行計画策定時以降の環境へ変化につきまして追記しております。国の法律改訂や削減目標の見直し、本県の再生可能エネルギーのポテンシャルが高いこと、エネルギーの関心が高まっていることなどを追記したところです。

第3章地球温暖化の現状と課題ですが、こちらは最新のデータに更新などをしております。続いて左下に参りまして第4章、温室効果ガス排出量等の現況将来予測ですけれども、ま

ず、左側のグラフ、温室効果ガス排出量の推移でございます。基準年の2013年度から毎年度減少しております、2019年度は1318万9000トン。なお、このグラフには、森林吸収、再エネ導入による削減効果は含んでおりません。

右側のグラフに参りまして、こちらは再エネの導入状況のグラフです。再エネの最大発電能力を示す設備容量を積み上げたもので、直近の2021年、合計が1,681メガワットということで順調に推移をしております。内訳としては黄色の太陽光、水色の水力等が割合としては多くなっております。

第5章、計画の目標でございます。目指す姿については、現行計画から変更しておりません。温室効果ガスの排出削減割合については、2030年度目標値を57%減とし、現行の計画から引き上げております。右側、再エネの電力自給率の目標値ですが、こちら現行が65%ですが、1ポイント引き上げてまして66%。森林吸収量につきましては、こちら増えまして、141万6000トンになったところでございます。

削減目標につきましては、図表でご説明いたします。まず左側の表ですけれども、内訳としては削減対策、森林吸収です。削減対策には再エネ導入が含まれております。合計が57%削減ですが、内訳としては、削減対策として47%減。そのうち再エネ導入が7%減、森林吸収で10%減としているところです。右側の棒グラフでございますが、こちらは2050年度までの排出量をイメージしたものでございます。現状、2019年度の数字がございまして、こちらは森林吸収、再エネ導入の効果を含んだものでございます。2019年度は22%削減まで進んでおります。これを2030年度には57%削減、一番右の2050年度には、排出量から森林吸収分などを差し引いて実質ゼロを目指そうというものでございます。

右下に参ります。第6章、目標の達成に向けた対策・施策でございます。ここでは、県の施策を整理していますが、現在、全庁で検討を進めております、岩手県民計画の第2期アクションプランの策定と合わせまして、検討をしているところでございます。

国の来年度予算や制度の状況も踏まえて、施策の充実強化を図ることにしておりまして、来年2月の審議会までには、県の来年度当初予算の事業を盛り込んでお示しする予定でございます。ここで黄色の囲み、促進区域の設定に関する岩手県基準の策定とありますけれども、こちらは別冊として策定するものでございます。後程ご説明いたします。

右に参りまして、第7章地球温暖化への適応策です。こちらは、本県の気候の現状と将来予測を最新のデータに基づいて更新したほか、分野ごとの主な影響、将来予測を更新し、それらへの適応策を示しております。より具体的な適応策につきましては、第6章の施策・指

標と同様に、現在、県庁内で検討をしているところでございます。

最後に、右下に参ります。第8章、各主体の役割と計画の推進についてです。目標達成のためには、県としての施策や対策と同様、関係者の役割、計画の推進体制の強化が必要と考えておりまして、記載を追加しております。一番右の隅のところ、計画推進の欄ですが、温暖化防止いわて県民会議、市町村と連携した推進会議の設置、或いは県庁内の取組として、県の推進本部について、それぞれ体制を強化したいということでまとめております。

続いて、資料1-2、答申案の本文について、ご説明いたします。

まず、現行計画からの変更点を朱書きで表記しております。

最初に第1章、2ページ。1ページから続きます計画見直しの経緯としまして、現行計画の策定時以降の社会情勢の変化について、新たに追記をしております。こちらは法律の改正ですとか、国の計画が新たに改訂されたこと、コロナの影響、エネルギー需給のひっ迫等について追記をしております。

続いて6ページ第2章、本県の気象、人口、県民所得、次世代自動車の普及状況、住宅等の状況について、最新のデータに更新等をしたところでございます。

続きまして、19ページをご覧ください。昨今のエネルギー需給という課題について、(2)としてエネルギー需給という項目を新たに設けまして、温暖化対策に影響を及ぼすエネルギー需給のひっ迫、或いは価格高騰について追記をしております。

続きまして、23ページ。国内の動向といたしまして、計画策定時以降の国の新たな動きを追記しております。そして下段の(1)取組の経緯としましては、いわて気候非常事態宣言を発出したことなどを追記したところです。

次、24ページについては、第1次の実行計画の取組の状況と課題を整理しました。朱書き部分は、第1次実行計画の取組の状況を新たな数字に更新をしております。

続きまして第4章でございます。温室効果ガス排出量の現況としまして、最新の2019年度の排出量データに更新をしております。先ほど申し上げたとおり、2019年度は1318万9000トンということで、これらを各部門ごとの排出量に分けまして、グラフで整理をしております。

次は、30ページ。ここでは、温室効果ガスのうち、二酸化炭素排出量の状況を整理しております。2019年度は1202万3000トン、2013年度比10%の減となっています。下のグラフは各部門の排出割合、そしてさらにその下の折れ線グラフは、2013年度を基準としまして、その推移を整理したものでございます。

続きまして、31ページ。ここからは部門別の排出量の傾向、要因分析を行っております。

2019年度の排出量データがまとまりましたので、それに基づいて更新しております。まず民生家庭部門ですけれども、こちらは基準年比で18.4%の減少、排出源の87%が電力消費、あとは暖房等の灯油消費という状況については、大きな変化はございません。なお、排出量が減少している要因としては、住宅の断熱性の向上などが考えられると思っております。

続きまして、33ページ。産業部門の排出量は、15.8%の減少。農林水産業、製造業の排出割合が大きいこと、製造品出荷額は増えている一方で、排出量は減少しており、エネルギー使用量の改善がうかがえると整理をしております。

34ページを御覧ください。民生業務部門の排出量は13.2%減少です。エネルギー消費の約8割が電力であり、売場面積当たりの排出量は減少傾向にあるなどの整理をしております。

35ページが運輸部門でございます。排出量は6.5%の減少、自動車からの排出量がほとんどでございます。保有台数は増加傾向ですが、燃費の向上、電気自動車の普及により、排出量は減少傾向で推移しております。

部門別の最後、次の⑤工業プロセス、36ページです。こちらは11.8%増加でございます。この部門は、セメント等の製造過程で発生する二酸化炭素です。ここ2年増加しているのは、これらに使用される石灰石の消費量が増加したことによると考えております。

続きまして、39ページ、再生可能エネルギーの導入状況でございます。グラフが2つございます。上段は先ほど御説明した、最大出力を積み上げたものでございます。下段が実際の発電量を再生可能エネルギーの種類ごとに積み上げたものになっております。後程説明します再エネによる電力自給率のもとになってる数字が、下のグラフの実際の発電電力分ということになっております。

続きまして、42ページ、森林吸収量の現況としまして、2019年度までのデータが確定しましたので更新したところでございます。

続いて、43ページ、第5章、ここからは計画の目標になります。このページに関しては、若干表現を変えたところがございます。最後のところ、目指す姿としまして、地域のエネルギー収支の黒字化、地域経済の活性化、地域経済と環境に好循環をもたらす持続可能な脱炭素社会の実現を目指すと明記したところでございます。

続きまして、44ページを御覧ください。先程御説明したとおり、2030年度の目標排出量を、2013年度比で57%削減としております。下の方に、目標設定の考え方があり、現行の計画と考え方は変えておりません。下の表を御覧いただきまして、内訳としてはA、対策等による削減と、B、森林吸収による削減効果の合計で算出をしています。この表の5-1で内訳

を書いています。削減対策としては、677万4000トン、47%の削減、うち再エネ導入で7%、森林吸収による削減効果として141万6000千トンの削減ということで合計57%としております。

次のページを御覧ください。②対策等による削減量でございます。こちらに算定方法と算定結果の内訳を記載しております。まず、表の5-3は今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の削減量を現状すう勢ケースによる削減量として記載しております。人口の推計、或いは社会経済状況の将来予測をもとに算定したものでございます。

続きまして、2021年10月、国が改正した地球温暖化対策計画で算定されている排出削減量46%減を本県の産業構造や人口など、地域特性を表す指標で按分した削減可能量を、表の5-4、排出削減対策の例示としてしています。こちらが合計で573万トン余りとなっております。

続きまして、47ページでございます。イ、再生可能エネルギー導入による削減量でございます。算定方法としましては、国の計画・施策と連動した削減量として、表5-6に記載のとおり、71万トン、県内に導入される再エネ発電の削減効果分として33万トン、計104万トンと算定しております。

最後に③森林吸収による削減量は、林野庁が算定して、県に示している数値を使用しております。現行計画同様、直近5年の平均の値を採用しまして、一番右側の141万6000トンの削減と算定しております。

続きまして48ページを御覧ください。再生可能エネルギーの電力自給率の目標でございます。こちら、今回66%と1ポイント引き上げたところでございますけれども、次のページにかけて考え方を記載しております。2030年度までの再エネ導入の想定量は、現在の見直し前の現行計画から変更ございませんが、電力の需要量がやや減少するという見込みを立てておりまして、その結果、自給率が1ポイント上昇したということでございます。なお、2021年度、直近の電力自給率は、38.6%となっております。

続きまして、第6章、52ページ、目標の達成に向けた対策・施策でございます。現在、いわて県民計画のアクションプランの見直しと合わせまして、県庁の中で整理をしておりますけれども、本日は、それ以外の部分について御説明をさせていただきます。54ページを御覧ください。こちらに施策体系の一覧を記載しております。赤字の部分が修正箇所ですけれども、排出量の部門の名称に合わせまして、家庭、産業・業務、運輸という形で、名称を一部修正をしたところでございます。

続きまして、第7章、80ページ、地球温暖化への適応策でございます。冒頭、気候変動に

関する政府間パネル報告書で用いられました2つの気温上昇シナリオを使って、適応策を記載しています。その上で、次のページ以降にかけまして、本県の気温の変化、気候の将来予測までの記載を最新のデータに更新をしたところがございます。例えば、80ページの下段、本県の気温の変化を最新のデータに置き換えております。なお、傾向といたしましては、本県でも短時間強雨の傾向がみられること、夏日の日数等の増加などが予測されることなど追記したところがございます。

続いて、87ページ、分野ごとの影響と将来予測でございます。気温の上昇などの状況を踏まえまして、分野ごとにそれぞれの影響、将来予測を整理したところがございます。国の適用計画に沿いまして、7つの分野ごとに現状と将来予測を整理しております。例えば、今ご覧いただいているページの①農業の水稻を例に御説明しますと、現状としては、高温による品質の低下がみられております。将来予測としましては、気温の変動に加え、降雨パターンの変化による収量や品質の低下が想定されますといった形で整理しております。以下は、国の項目の整理に従って、果樹、野菜、水産業等について、記載を整理しています。

続きまして、106ページを御覧ください。現状や将来予測を受けた適応策として、これから取り組んでいく項目を整理しております。考え方としましては、次のページ下の方に項目を整理しております。まず考え方としましては、重大性が特に重大、緊急性が高い、確信度が高いものについて適応策を整理したほか、それには該当しないが、イにありますとおり、本県において影響が既に生じているなど、重要と考えられる項目についてピックアップしまして、適応策を整理しています。この適応策につきましても、現在、庁内で整理をしているところがございます。

118ページ、各主体の役割と計画の推進でございます。まず、計画の推進体制としまして、(1)県の役割として市町村支援等を書いております。そして、120ページ、計画の推進、連携・協働体制ということで、温暖化防止いわて県民会議を中核とした体制を強化すること、県と市町村のグリーントランスフォーメーション、GX推進会議を設置して連携を強化していくこと、専門人材を活用して体制強化を図っていくことなどを記載したところがございます。

以上で、本文の説明については、終了いたします。

続きまして、資料1-3を御覧ください。促進区域の設定に関する岩手県基準でございます。計画別冊として整理するという御説明をいたしました。こちらが岩手県基準の案になります。今般、法律改正によりまして、再エネの導入を進める地域脱炭素化促進事業の対象

になる区域を市町村促進区域として設定できるようになりました。再エネを促進するポジティブゾーニングの仕組となっておりまして、市町村がこれを設定する場合には、県の基準を踏まえて設定することになっております。その県の基準の案が資料1-3でございます。

まず最初のページですが、2 基準を定める施設の種類のしまして、太陽光発電と風力発電の2つを今回整理をしております。

続きまして3 太陽光発電施設に関する基準でございます。まず(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域、(2) 考慮すべき配慮事項の2つで整理をしております。同様に風力発電につきましても、2つに整理をしているところでございます。

3 ページ、別表1、太陽光発電の基準のうち、除外すべきエリアを整理したものでございます。左側から土地の安定性への影響としまして、例えば、砂防指定地、こういったところは除外してくださいという形でまとめております。まとめ方につきましては、国が示しておりますマニュアルを参考・基本としまして、これまで県の環境アセスメントの技術審査会におきまして、意見を頂戴して設定をしたものでございます。

次の別表2、4 ページ以降でございます。こちらは、除外すべきエリアではないけれども、考慮すべき配慮事項を整理したものでございます。例えば、一番上の騒音による影響では、保全対象施設、学校病院などについて、E A D A S などの方法によって情報を収集しまして、適正な範囲の考え方、パワーコンディショナーの設置の場所を調整して、住宅などからの離隔距離を確保すること、を配慮するようにとまとめたものでございます。これらが、動植物への影響ですとか、水の濁りへの影響などの区分に従いまして整理しております。別表3、別表4は、風力発電設備についてまとめたものでございます。説明は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 はい、どうもありがとうございました。今の御説明につきまして、会場の委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。御質問ある方、いかがでしょうか。続いて、リモート出席の委員の皆様方から御質問いただきたいと思っております。挙手ボタンを押してください。よろしくお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 伊藤委員、よろしくお願いいたします。

○伊藤歩委員 (39.27) 伊藤です。聞こえておりますでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 はい、聞こえております。よろしくお願いいたします。

○伊藤歩委員 説明ありがとうございました。実行計画の見直し案についてお伺いしたいと思います。CO₂ の排出量とその削減に関して2つ質問させていただきたいのですけれども。

まず、CO₂ の排出量について、エネルギーの消費から出てくるものの中で化石燃料の利

用によってどのくらいCO₂が出てくるのかというのを量や割合により示していただきたいというのが1つです。それから、その量に関して、2050年のカーボンニュートラルにするためには、森林により吸収により下げていかないといけないと思いますが、その辺りのお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○渋谷晃太郎会長 はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 はい、まず最初の、化石燃料の利用によるCO₂の排出量ですが、現在把握しております情報によりますと、化石燃料のうち、石油由来の排出量については、33%程度と承知をしております。続きまして、2050年カーボンニュートラルに向けてということで、森林吸収は非常に大切でございます。現在、削減割合としては10%相当ということで記載をしておりますけれども、これは、森林部門との連携が非常に大事でして、間伐ですとか再生林をより一層進めていく、林業関係者の人材育成を進めていく、といったこれまでも取り組んできましたけれども、それらをより一層取り組んでいくことが何よりも重要ではないかと考えております。

○伊藤歩委員 2つ目の質問は、化石燃料の部分を減らす必要が出てくるのではないかと思います。その辺りは、森林吸収をもっと増やすことでネットゼロを目指すといったイメージになるということでしょうか。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 森林吸収などももちろん対策の1つとしてございますけれども、それ以外にも、例えば、産業部門ですと、より一層の省エネ設備を導入していく、県あるいは市町村としてはその導入を支援していく、そういった様々な取組が必要になると思っております。

○伊藤歩委員 省エネは電力が中心になるかなと思ひまして、化石燃料自体をどうやって減らしていく方向で考えていくのかどうかという辺りがちょっと知りたかったのですけれど。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 大きな動向としましては、石油石炭などの化石燃料を減らすためには、やはり再生可能エネルギーの導入を進めていくというのが大事なことになると思っております。

国も再生可能エネルギーの目標を引き上げたところでございます。それが一番効果があると思っております。あとは、少し将来的な話になるかもしれませんが、化石燃料に代替するエネルギー、今、水素であったり、アンモニアであったり、そういった研究も進んでおりますので、そういったことに期待するというのも大事と思っております。

○伊藤歩委員 わかりました。ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。会場の委員の皆様方いかがでしょうか。

○内澤稲子委員 森林については、非常に目標値が高くなっているのですけれども、林野庁のデータに基づいているということですが、2019年頃に比べると目標設定が高くなってきているのですけれども、何か具体的な対策があって取り組んでいるのでしょうか。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 はい。まずは、先ほど申し上げましたように、森林関係者の皆さんの森林を維持していく努力というのが、着実に進んでいるというのが要因としてあると思います。そしてもう1つ、5年平均での森林吸収量をとっているのですけれども、実は年によって若干増減がございまして、増減があるから5年の平均をとっているのですけれども、その5年の平均というのが、まず森林吸収量については、2013年度を基準としてそこから増えた分の森林の吸収量をカウントしております。ですので、年によって増えた分が、大きかったり小さかったりするのですが、その要因としては、例えば火災などによって森林が消失してしまったとか、或いは増えた要因としては、間伐などをしっかり進めている山林が、成長期になってきて吸収量が増えたですとか、いろんな要因が考えられるので、一概には説明しにくいのですが、基本的には、森林の維持管理をしっかりと行っているところが要因として挙げられると思います。

○内澤稲子委員 あと、ブルーカーボンについての記載があったと思ったのですが、この件に関しては、今後の具体的なことというか、目標値というのは難しいかもしれませんが、もしあればお聞きしたいです。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 ブルーカーボンは、海藻ですとか藻場で吸収する分のCO₂ということになりますけれども、現在、県内では、普代村がブルーカーボンのクレジット化をしております。普代村の吸収してる分を横浜市がクレジット化をして、民間の企業とかに販売しているという例が、最近、初めて県内の事例としては出てきております。委員おっしゃるとおり、岩手県は海岸線も広いですし、海藻も藻場も豊富でございますので、そういったところの維持管理をしっかりとやりながら、ブルーカーボンの量を増やしていく、吸収量を増やしていくことが必要ではないかと思っております。

○内澤稲子委員 ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 はい、ありがとうございました。はい、鈴木委員。

○鈴木まほろ委員 岩手県立博物館の鈴木です。質問ですが、資料1-2、48ページ、表5-7で岩手県における再生可能エネルギー種別の電力想定量を示しています。例えば、風力を見ま

すと、あと3年で2021年度比2.5倍を想定しております。これはどのようにして積み上げて想定されているのか、具体的に教えていただくことはできませんでしょうか。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 表5-7に2030年度までの電力量を記載しているのですが、考え方としましては、2030年度までは、固定価格買取制度、FITの制度で、既に認定を受けている事業計画が県内でいくつかございます。それらのうち、風力に関しては、ある程度実現度合いの高いものについて、その計画の発電量を積み上げているということです。

○鈴木まほろ委員 例えば、現時点で環境アセスメント手続中のものの中で、着工見込みの高いものを選び、積み上げているということでしょうか。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 はい、そうなります。

○鈴木まほろ委員 ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 よろしいですか。はい、主濱委員。

○主濱了委員 市長会の主濱でございます。まず、計画は目標が高い方が、私は良いと思うのですが、実際問題として、この計画を実現するのは、事業者であり、県民であり、そういう方々の1つ1つの努力が必要だと思います。

それに関して、どこで表現しているかといいますと、第8章の各主体の役割と計画の推進で表現しています。本文の118ページで表現していますが、この表現は、かなり包括的な、そして総論的な表現をしているのですが、これをもって、各主体が、特に事業者とか、あと家庭とか運輸とか、そういう方々が、きちっと目標を達成できるとお考えでしょうか。まずそのところですよ。

或いは、さらにその他に、詳細ややっってもらふべきことが別紙とか、そういうものであるのかなと思ったのですが、今のところ見当たらない。ということで、要するに、削減するために、県とか市町村とか、何をすべきか。そして、それに応じて、事業者は、どうやるべきか、そういうところを具体的お示しした方が、実現が可能ではなかろうか、あまり時間ないんですよ、時間がないと私は思いますので、そのところは、はっきりどこかで述べた方がいいのではないだろうか、という印象を受けました。以上です。

○渋谷晃太郎会長 はい、ありがとうございます。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 より具体的な取組につきましては、現在、見直し作業中なのですが、第6章の目標の達成に向けた対策・施策というところで、今回詳しく御説明しなかったのですが、それぞれ家庭・産業、それぞれの部門におい

て、県はこういう事業をしていきます、或いは、事業者の方のこういった取組を支援していきますというものをまとめております。ただ、これは現行計画そのままでございまして、まだ見直しの作業の最中ということでございます。これから、今年度末に向けまして、より強化すべき点がどういったところなのか、関係部局から、きちんと事業を集めまして、ここに盛り込んでいくということになります。そして今、主濱委員おっしゃったとおり、事業者ですとか、県民の方がそれぞれの主体が頑張っていたかなければならないのはそのとおりでございます。

我々としましては、温暖化防止いわて県民会議という全県的な組織がございまして、そこらには産業などを始めとして各界の方の代表が入っていただいておりますので、そういったところもしっかり活用しながら、県の取組を紹介したり、或いは県と一緒に取組を進めていきたいと。そういったところをしっかりと取り組んでいく必要があると思っております。

○渋谷晃太郎会長 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○主濱了委員 第6章の部分ですが、指標のところの数字が入ってないですね。結局、何をすればいいのかというところをしっかりとお示しした方が、計画達成に直結するんじゃないか、こういう提案あります。以上です。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 最終的には、主濱委員の御提案がございましたような内容をしっかりと、計画の中に盛り込むべきは盛り込みますし、対外的にお知らせする際に、直接、我々の方からしっかり呼びかけをするなどしていきたいと思っております。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

○小野澤章子委員 小野澤です。今の意見に加えてなのですが、今回の新しい計画見直しの考え方の資料ですね、前半の、第3章で第1次の取組の振り返りといいますが、復習をした上で、今回の新しい目標も含めて構成してるという流れになってるのですけれども、結局、今委員がおっしゃったように、誰がCO₂等を出しているのか、どこで削減すれば良いのかってことを具体的に考えていく必要があるということですので、やっぱり振り返りのところの主体ですね、何々部門という表記が、新しい方では変わっている部分もあります。そういう対応が、例えば私が1人の県民として、今までどうだったんだろう、これからどうすればいいだろうというときに、どこがこれまでの話で、どこからが、今後、取り組まなきゃならないことなのかってということが、ちょっとわかりにくくなってる面があるのかなと。

例えば、第3章の資料1-2の24ページ、表3-4という表がありまして、ここが第1次の取組の振り返りになっているんですけども、この表3-4の家庭・産業・運輸・その他の表側側に

きている、いわゆる部門別って書いてある部分と、次の第4章、28ページの図4-1にあたる、新しい方の部門がどのように対応してるのかっていうのが、素人が読んだときに分からなくなっているんじゃないかと。そういった誰がという部分を重視した計画の見直しとかわかりやすい表記っていうのを、これから具体的に計画を立てる時にはぜひ明確になるような形で、特に、見えないガスを誰がどこでっていうことになりますので、そういう一般の県民も含めた人たちがそういうことを具体的に意識できるような主体名であるとか、部門名というものの整理や表記については、今後さらに検討していただきたいなど、それが具体的な計画に繋がるんじゃないかなと思いましたので、意見を述べさせていただきました。

○渋谷晃太郎会長 はい、ありがとうございました。ただいまのご意見に対して、いかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 24ページの第1次と第2次の繋ぎのところでございましたので、そこについてはできるだけ、読まれる方がわかりやすいような表記をこれから考えていきたいと思います。基本的には、第1次の計画も第2次の計画も、その部門は変わっていないところです。表3-4については、主な4つの部門を掲載しているのですが、そういった意味でも少し比較がしにくく見えるのかなと思っております。

○小野澤章子委員 28ページの図の4-1が上から産業部門から始まっているのは、これは順番が入れ替わったりしているのは何か理由があるのでしょうか。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 順番につきましては第1次の順番と第2次の順番が、その策定時に少し入れ替わったということがございますので、そういう点も含めて、例えば第1次の計画の順番にこだわらずに、第2次の方に順番を合わせるとか、そういった対応をさせていただければと思います。

○小野澤章子委員 本文31ページからの部門の説明も、最初が家庭部門で次が産業部門で、次は民生業務部門になっていて、ちょっと理解するのに混乱しますので、そういった辺りも。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 分かりました。

○渋谷晃太郎会長 混乱しないように入れ替える、よりわかりやすい順番に直すという御意見ですね。

○小野澤章子委員 はい。

○渋谷晃太郎会長 他にはございませんでしょうか。はい、ありがとうございました。大きな修正意見ということではなかったと思います。事務局ではどのように進めていきたいとお考

えでしょうか。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 ただいま、書き込む順番の修正等、様々御意見を頂戴しましたけれども、内容について大きな修正というよりも、記載の仕方というところでごさいましたので、大変恐縮でございますが、会長と我々事務局の方に御一任いただきまして、後日皆様には訂正したものを配布させていただきまして、次回皆様にお集まりいただくという形ではなく、書面にて審議会を開催させていただきたく存じますが、いかがでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 はい。若干の入れ替えが生ずる可能性があります、事務局からお話がありましたとおり、中身は多分変わらないということだと思います。私と事務局の方に御一任いただき、決議に関しましては、もう1回集まるのは大変なエネルギーが必要でありますので、書面で行うということにさせていただきたいと思いますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○渋谷晃太郎会長 リモートの方も、よろしいでしょうか。はい。それでは、事務局におかれましては、これまでの意見を踏まえて、若干修正をお願いしたいと思います。その上で、私と事務局で調整させていただいて、皆様方にお諮りするということにしたいと思います。それでは事務局の方から何かございますでしょうか。

○福田環境生活部長 皆様から貴重な御意見を頂戴しまして大変ありがとうございました。この度、第50回という節目の会合でこのように重要な計画改訂に向けた答申案を御審議いただいたことに改めて御礼を申し上げたいと思います。来月10月には、国で脱炭素化支援機構が立ち上げられまして、この10年間で150兆円の官民投資がなされるということになっていきますが、この流れをうまく岩手県の活性化に取り込むべく、金融機関とも連携させていただきながら、温暖化防止いわて県民会議の取り組みを強化をしていきたいと思っております。それから市町村の皆様にも、例えば、脱炭素先行地域への手上げですとか、再エネの促進区域の設定、そういった重要な役割を果たしていただくべく、県市町村GX推進会議の立ち上げに向けて、外部専門人材の活用も含めて、具体的な準備を進めて参りたいと思っております。今後、環境と経済のマルチベネフィットを目指して取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 はい。どうもありがとうございました。

5. 報 告

(1) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について

(2) 令和3年度岩手県環境基本計画の進捗状況について

○渋谷晃太郎会長 続きまして、報告に参りたいと思います。(1) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について、自然・鳥獣部会長の辻委員が欠席のため、職務代理者として、報告します。自然・鳥獣部会の報告事項は1件でございます。

資料2を御覧ください。自然・鳥獣部会では、令和4年7月21日付けで諮問があった鳥獣保護区特別保護地区の指定について、令和4年7月27日に開催した同部会において審議いたしました。本件は、「陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区特別保護地区」の指定期間の満了に際し、当該特別保護地区を構成する椿島と青松島の二つの島のうち青松島を特別保護地区から除外し、「陸前高田市椿島鳥獣保護区特別保護地区」として再指定するものでございます。当該区域はウミネコの集団繁殖地として特別保護地区に指定していたものですが、陸前高田市から、県指定の名勝及び天然記念物である青松島について、ウミネコの増加が希少な植物を含む自然環境及び景観の悪化につながる可能性があり、ウミネコの繁殖を防ぐため、特別保護地区から除外したいとの意見があったことを踏まえて、縮小することとしたものです。なお、椿島はウミネコの繁殖地として国指定天然記念物に指定されており、引き続き特別保護地区に指定することでウミネコの繁殖環境は保全されると見込まれます。

審議の結果、原案を適当と認める旨の答申を行いました。以上で、自然・鳥獣部会の報告を終わります。

ただいまの説明につきまして、会場の委員の皆様から御質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。続いて、リモートで御出席の委員の皆様から御質問をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。はい、ありがとうございました。以上で、自然・鳥獣部会の報告を終わります。

続きまして、(2)の令和3年度岩手県環境基本計画の進捗状況につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○中村環境生活企画室企画課長 環境生活企画室企画課長の中村と申します。資料3により説明させていただきます。

まず、概況についてでございます。今回の報告につきましては、令和3年度の状況ですので、令和3年度からスタートした現行の環境基本計画の初年度に当たるものでございます。

御案内のとおり、本計画は本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策であります「環境分野別施策」の2つの施策領域を設けています。横断的施策につきましては、総合的指標として3分野に5指標を、環境分野別施策につきましては、総合的指標として5分野10指標のほか、施策推進指標として32の指標を設定しております。

各指標の達成度は、「向上」、「横ばい」、「低下」又は「A」、「B」、「C」、「D」で計算しています。各分野の進捗状況につきましては、主に総合的指標の達成度を基に、全ての指標が向上又はA、Bであれば「順調」、向上又はA、Bが半数以上であれば「概ね順調」、向上又はA、Bが半数未満であれば「やや遅れ」、低下又はDが半数以上であれば「遅れ」で判断しております。

①の環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策の5指標については表のとおり「向上」または「横ばい」となっており、各施策分野の進捗状況については「順調」、又は「概ね順調」と判断しております。

②環境分野別施策の総合的指標は、達成度Aが4指標、Bが4指標、Cが1指標、Dが1指標でした。施策推進指標は、達成度Aが24指標、達成度Bが5指標、Cが2指標、Dが1指標となりました。各分野の進捗状況については、「順調」又は「概ね順調」と判断しております。

続きまして、2ページから、それぞれの柱立てごとの実施状況について説明します。まず始めに、横断的施策の地域資源の活用による環境と経済の好循環についてです。主な事例として、地球温暖化対策事業と科学技術イノベーション活用推進事業を掲げています。地球温暖化対策事業では、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築のため、地球温暖化対策に積極的な事業所を支援するいわて地球環境にやさしい事業所の認定制度や、事業所における省エネルギーの取組の中心人材となるエコスタッフの養成に係る事業を行っております。他にも2ページから7ページに示す多くの取組を行っております。この分野の進捗状況ですが、総合的指標1指標、炭素生産性が「向上」していることなどから、この分野の進捗状況は「順調」と判断しております。

続きまして、8ページ、横断的施策の2つ目の自然と共生した持続可能な県土づくりというところです。主な事例として、水と緑の活動促進事業と世界遺産登録推進事業を掲げています。水と緑の活動促進事業では、快適で魅力あるまちづくり推進のため、岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例といわたの川を守り育てる条例の理念に基づい

て、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しております。この他にも、11ページまでに掲げている多くの取組を行っています。この分野の進捗状況ですが、総合的指標は、快適に暮らせる生活環境に関する満足度が「横ばい」、災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度が「向上」となり、この分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しております。

次に12ページ、環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現についてです。主な事業としては、県民総参加型健幸度アップ支援事業と森林公園機能強化事業を掲げています。県民総参加型健幸度アップ支援事業では、環境にやさしく健康で質の高い生活の推進のため、多くの県民が身体活動の増加と健康的な食生活を無理なく実践できるよう健康づくり環境を整備しております。他にも14ページまで、多くの取組を行っていますが、この分野の進捗状況は、自然に恵まれていると感じている人の割合、住まいに快適さを感じている人の割合どちらも向上していることで、この分野の進捗状況は「順調」と判断しております。

続きまして、環境分野別施策に移ります。15ページ、1つ目気候変動対策についてでございます。主な事例として、模範林造成事業及び地球温暖化対策推進事業を掲げています。模範林造成事業では、適切な森林整備の促進のため、持続的な森林経営を推進するよう県有林が実施した計画的な間伐による二酸化炭素吸収量をクレジット化し、販売収益を県有林事業に還元しております。この他にも、18ページまで、多くの取組を記載しております。進捗状況ですが、総合的指標が温室効果ガス排出削減割合と再生可能エネルギーによる電力自給率になっておりますが、どちらも達成度がAとなっております。施策推進指標10指標もA又はBとなっておりますので、この分野の進捗状況は「順調」と判断しております。

続きまして20ページ、分野別施策の2つ目、循環型地域社会の形成についてでございます。主な例として、循環型地域社会形成推進事業と廃棄物適正処理推進を掲げています。循環型地域社会形成推進事業では、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、いわゆる3Rの推進のため、岩手県3R推進キャラクターエコロールを活用して、食育推進全国大会、幼稚園訪問等を行って3Rの普及啓発を行っております。この他にも、21ページまでに示す多くの取組を行っています。進捗状況ですが、一般廃棄物のリサイクル率がD、産業廃棄物の再生利用率がBとなっております。こちらの一般廃棄物のリサイクル率につきましては、店頭資源回収の定着により市町村計画収集以外の資源リサイクルが増加したことや、新型コロナウイルス感染症の影響により集団資源回収が中止されたこと、また、在宅時間が増加し、リサイクルされない片付けごみの排出量が増加したこと等のため、達成度はDとなりましたが、もう1つの指標の達成度はBであり、この分野の施策推進指標も1指標を除き、達成度はAま

たはBであったことなどから、この分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しております。

次に23ページです。分野別の3つ目、生物多様性の保全・自然との共生についてです。主な事例として、野生動物との共生推進事業と三陸ジオパーク活用強化・三陸ジオパーク地域基盤強化事業を掲げています。野生動物との共生推進事業では、生物多様性の保全のため、人鳥獣保護管理事業計画に基づき、地域個体群の安定的な維持と被害防除に取り組み、人と野生動物との共生を推進しました。特に、ツキノワグマによる被害防止のためのキャンペーン等を実施しております。この他にも、多くの取組を行っています。進捗状況は、イヌワシのつがい数と自然公園ビジターセンター等利用者数となっておりますが、ビジターセンター利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少したため、達成度はCとなりました。1指標の達成度はBであり、この分野の施策推進指標も1指標を除き、達成度はAまたはBであったことなどから、この分野も「概ね順調」と判断しております。

次に28ページ分野別施策の4つ目、環境リスクの管理についてです。主な事例として、大気汚染防止対策と水質保全対策を掲げています。大気汚染防止対策では、大気環境の保全のため大気環境の常時監視を実施し、大気汚染実態を把握しました。また、大気環境における有害大気汚染物質の常時監視を実施するとともに、事業者に対して排出又は飛散の抑制等を啓発し、事業者の自主的な排出等の抑制を促進しております。この他にも30ページまで取組を掲げております。進捗状況につきましては、河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率がB、大気中のPM2.5等環境基準達成率がAということで、この分野の施策推進指標も、1指標を除き、達成度はAであったことなどから、この分野の進捗状況は「順調」と判断しております。

次に31ページ、持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進です。主な事例として、環境保全対策及び環境学習交流センターの管理運営を掲げています。環境保全対策では、持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進のため、水生生物による水質調査は、126団体延べ3,618人の参加のもと、87河川の延べ134地点で県内児童等が実施し、水質保全意識の高揚を図ることができました。この他にも、34ページまで多くの取組を行っています。進捗状況ですが、総合的指標は環境学習交流センター利用者数がA、水生生物調査参加率がBとなっております。この分野の施策推進指標も、達成度はすべてAであったことなどから、この分野の進捗状況は「順調」と判断しております。

36ページから38ページにつきましては、各指標の目標値及び実績値、達成度などを記した一覧表となっております。後ほどご確認をいただければと思います。なお、こちらの達成状

況等につきましては、環境報告書として年度内に冊子として取りまとめて公表する予定でございます。

以上で、令和3年度の岩手県環境基本計画の進捗状況等の説明を終了いたします。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、まず会場の委員の皆様から御質問あればいただきたいと思います。続いて、リモートで御出席の委員の皆様から御質問をいただきたいと思います。挙手ボタンを押してください。よろしいでしょうか。はい。どうもありがとうございました。

6. その他

○渋谷晃太郎会長 その他でございますが、何かありますでしょうか。特に御発言等ないので、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

7. 閉 会

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 渋谷会長、ありがとうございました。第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の答申案に関しましては、先程もお諮りしましたとおり、修正の上、10月に皆様に決議をお願いしたいと考えておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、御対応をお願いしたいと存じます。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。大変長時間にわたりありがとうございました。